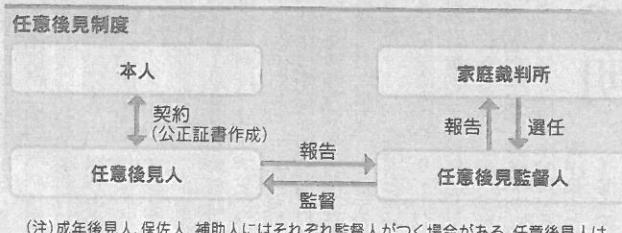


高齢者らが認知症などで判断能力が低下する前にあらかじめ信頼する人と契約して財産管理などを任せせる「任意後見制度」が注目を集めている。医療や介護、施設入所などの面で自分の希望をかなえやすい仕組みだからだ。ただ、契約の相手方である任意後見人を誰にするか、人選は容易ではない。後見人に財産を流用されてしまうケースもある。賢い利用法を探る。

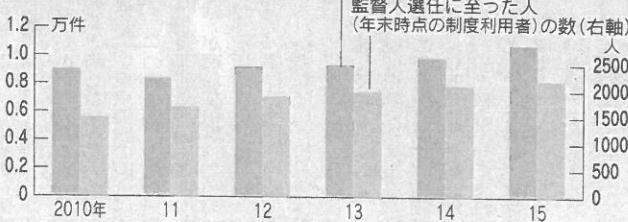
老後の安心へ任意後見人

A 財産管理を委ねる制度は主に2つ



(注)成年後見人、保佐人、補助人にはそれぞれ監督人がつく場合がある。任意後見人は、
契約実行前は任意後見受任者と呼ぶ

B 任意後見制度の利用状況



C 任意後見人に任せられる仕事は？

- 土地や建物など財産の管理・保存・売却
 - 預金など金融機関との取引や、保険の契約や保険金の受け取り
 - 年金や障害給付など定期収入と公共料金など定期支出の管理
 - 生活必需品の購入や生活費の送金
 - 遺産分割や相続の承認、放棄、贈与
 - 登記済権利証や実印、銀行印、預金通帳などの保管・使用
 - 税金の申告・納付その他行政機関への申請
 - 介護保険の申請、介護や福祉サービスの利用契約
 - 医療機関への入院や介護施設への入所の契約
 - 自宅の購入・売却・増改築・修繕

財産管理・施設入所託す

いは大きい(図A)。
法定後見では、後見人を選ぶのは家裁で、本人や家族が望む人がなるとは限らない。判断能力がほぼない人と、後見人が介護施設への入所、財産の使い方を自らの権限で決めることがあり、本人や家族の希望が通りとは限らない。

は使つてはいなか、といふことでも可能だ。

要な仕事なので、本人を
保護するための仕組みが厳
しく決められている」と成
年後見制度に詳しい北野俊
光弁護士は指摘する。

契約する際は、公証役場
に行き、公正証書の形にし
なければならぬ。契約書
に公的な信用力、強制力を
持たせるためだ。

後見人が契約通りきちんと
と仕事しているかを監視す
る仕組みもある。後見人は、
公正証書は作成料や印紙
代などで費用が約2万円か
かる。任意後見人は契約に
より、任意後見監督人は家
裁の決定により、本人の財
産から報酬をもらう。財産
額によるか、合計で月5万
円程度が目安とされる。

任意後見の契約を結ぶだ
けでは不十分なこともあります。
例えば本人と後見人と
の連絡が途絶えがちになる

人を定期的に訪問、連絡する「見守り契約」を別途、結ぶことが有効になる。後見人の選び方が容易でない点も心得ておきたい。

基本的に誰を選んでもいいが、友人だと「不仲になつた場合が大変」と司法書士の後見人の団体である「成年後見センター・リーガルサポート」相談役の大貫正男氏は言う。

家族の中から任意後見人に選ぶ場合、「誰にするかでもめ事の原因になること自立」(大貫氏)。そこで専門職に依頼するが少なくなれば、その場合は信頼関係を築くため、「何

「任意後見人が本人の財産を不正に流用する可能性もある」と司法書士の森木賢二氏は注意を促す。本人の判断能力が低下しているのに後見人が家裁に監督人の選任を申し立てず、「本人が元気なうちに結んだ任意代理契約を悪用して本人の財産を使い込むケースがある」(関係者)といふ。

契約発効後の不正は監督人が摘要できるが、「元気なうちは本人も後見人の行動は時々注意することが必要だ」(船橋氏)。

実際、最近は年間1万件

後見人に選べる。さらに、
どのように介護や医療を受
けたいか、どんな施設に入
りたいか、財産をどのように

ているよつだ。
任意後見制度では、図
に示した範囲の中から、
見人の仕事を決めて契約

本人の判断能力が衰えてきたと判断した場合、本人の同意を得て家裁に「任意後見監督」の異議を申し立てた。

と、いざ本人の判断能力に異変があつても後見人が気付かない恐れがある。そういうふうに云ふべき

度か話し合いをしてから、
約する必要がある」（司徒
書士の船橋幹男氏）。

り、施設入所の手続きをしたりするための仕組みを成年後見制度という。形態により2つに分かれる。

すでに本人の判断力が衰えている場合、家族らが家庭裁判所に申請するのが「法定後見」制度。もう一つが「元気なうちに契約によって希望を反映できる「任意後見」だ。両者の違い

卷之三